弁 護 団 声 明

(旧優生保護法訴訟の大阪高裁判決に対し上告受理申立がなされたことについて)

令和4年3月7日

全国優生保護法被害弁護団 共同代表 新里 宏二 西村 武彦

旧優生保護法訴訟大阪弁護団 団長 辻川 圭乃

本日、旧優生保護法に基づいてなされた優生手術をめぐる国家賠償請求訴訟(以下「旧優生保護法訴訟」という。)に係る令和4年2月22日付け大阪高等裁判所の判決に対し、国が上告受理申立てを行った。大阪高等裁判所は、本件が戦後最大の人権侵害であり、かつ、被害者(一審原告ら・二審控訴人ら)がいずれも既に高齢になっていることも考慮し、速やかな被害救済を現実のものとすべく、原審の不当な判断を破棄し、司法府として「一歩前に出て」解決を推し進めようとしたものであるが、今般の国の上告受理申立てにより、司法府による終局判断が先送りにされることが必至となった。

上記の大阪高等裁判所の判決を受けて、同日、松野官房長官は、優生手術被害者らに謝罪の意を述べたが、今般の上告により、その謝罪は詭弁であったことが明らかになった。そして、旧優生保護法に基づく優生手術の被害者への救済が一刻も早く実現されるようにと「一歩前に出た」大阪高等裁判所の営為が大きく後退することとなってしまった。国は、この期に及んで、更なる過ちを重ねるようである。二の句が継げず、遺憾の極みである。

大阪高等裁判所の判決は、過去の判例法理にも一切矛盾抵触することのない適切かつ妥当な内容であって、上告受理申立てに理由がないことは同

判決の内容から既に明らかである。当弁護団が追加して主張することなど何もないから、最高裁判所においては、一刻も早く司法府としての最終判断を下すことを求め、優生手術の被害者の救済を一向に進めようとしない国の退路を断つことを厳に要請する。

また、国は、上告受理申立てを取り下げることも可能であるから、速やかに同申立てを取り下げることを要請する。既に国が行った人権侵害は取り返しがつかないが、上告受理申立てによってさらに救済を先送りにすることを止め、優生手術の被害者に対する救済施策を可及的速やかに実施することが、今、国にできる最善の償いのはずである。

国に少しでも過去の人権侵害に対する反省の念があるのであれば、速やかに上告受理申立てを取り下げるとともに、各地の地方裁判所又は高等裁判所に係属している事件も含めた一回的解決を早急に進められたい。それを成さずしていくら表面的な謝罪の意を述べても、空虚に過ぎない。

我々は、大阪高等裁判所が果たした司法府としての責務を無駄にすることのないよう、上告審への対応を含め、不断の努力を尽くす所存であることを改めてここに表明する。

以上